

埼玉県教職員住宅明渡し検査要綱

1 趣旨

この要綱は、埼玉県教職員住宅管理規則（以下「規則」という。）第21条第1項の規定による検査（以下「明渡し検査」という。）に関し、埼玉県教職員住宅管理規則施行細目に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

検査員	教職員住宅の明渡し検査を行う職員として教育長から指定を受けた者をいう。
明渡しの日	規則第21条第1項の規定による明渡しの日をいう。
教職員住宅明渡し届	規則第21条第1項の規定による様式第10号の教職員住宅明渡し届をいう。
入居者	規則第20条の規定による入居者をいう。
管理人	規則第24条の規定による管理人をいう。

3 検査手続

教育長は入居者から教職員住宅明渡し届が提出されたときは、原則として明渡しの日から5日以内に検査員に検査を行わせるものとする。

4 検査の通知

検査員は明渡し検査を実施しようとするときは、検査実施日時をあらかじめ入居者及び管理人に通知するものとする。

5 検査結果の通知及び報告

検査員は明渡し検査を終了したときは、検査結果を「教職員住宅明渡し検査結果通知書」（様式第1号）により、入居者及び管理人へ通知するとともに、「教職員住宅明渡し検査報告書」（様式第2号）により、教育長に報告するものとする。

6 指摘事項の処理

検査員が明渡し検査において、原状回復の程度が別に定める基準に適合しないもの（以下「指摘事項」という。）があると認めた場合の処理は次のとおりとする。

- (1) 検査員は明渡し検査において、指摘事項があると認めたときは、規則第21条第2項の規定に基づき、入居者に対し、期限を指定して指摘事項を補修し原状回復を完了することを指示するものとする。
- (2) 入居者は(1)の指摘事項を補修し原状回復が完了したときは、規則第21条第2項の規定に基づき、「教職員住宅明渡し検査指摘事項補修完了届」（様式第3号）により教育長へ速やかに届け出るものとする。
- (3) 教育長は(2)の届出を受理したときは、速やかに検査員に当該指摘事項についての再検査を行わせるものとする。検査員は再検査において指摘事項が補修され原状回復が完了していると認められる場合は、「教職員住宅明渡し検査（再検査）結果通知書」（様式第4号）により入居者へ通知するとともに、「教職員住宅明渡し検査（再検査）報告書」（様式第5号）により教育長に報告するものとする。
- (4) 検査員は再検査において、原状回復が完了していない場合は教育長に報告するものとする。
- (5) その他、再検査については、明渡し検査の手続を準用する。
- (6) 再検査において指摘事項があった場合も(1)から(5)までの手続と同様とする。

ただし、この場合においては、当初指定した期限までに原状回復が完了しなかったことから、規則第22条第5項を適用するものとする。

7 本要綱の規定は、埼玉県教職員住宅の明渡し検査に係る業務の委託について準用する。この場合において、「検査員」とあるのは「福利課から教職員住宅の明渡し検査業務の委託を受けた者」と、「教育長」とあるのは「福利課」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。